

こんにちは 在宅介護支援センター です

◆来所・有線電話相談
月曜日～金曜日 8:30～17:00
有線 8200

◆電話相談(24時間対応)
電話 62-8200
尚、お急ぎでない方は、出来るだけ平日の昼間をお願いします。

おむつ代や介護保険サービス利用料が戻ってくるってホント??

そろそろ確定申告の時期ですね。皆さんは、おむつ代や介護保険サービス利用料が『医療費控除』の対象になることをご存知ですか?今日は、介護に関わる医療費控除についてお話しします。

◇医療費控除って何?

お医者さんにかかった医療費や介護保険で受けたサービスの自己負担金、おむつ代等の合計が1年間で10万円を越えた場合、確定申告で税金の還付が受けられる制度です。

◇介護保険サービス全部が対象になるの?

残念ながら、全てが対象になる訳ではありません。対象になる介護保険サービスは以下の通りです。

☆施設(入所)サービス

*特別養護老人ホーム(恋月荘、紅林荘等)

入所利用料の1割自己負担金+食費の自己負担金(食事材料費)の2分の1の金額

*老人保健施設(あららぎ等)と療養型医療施設(小池医院等)

入所利用料の1割自己負担金+食費の自己負担金(食事材料費)

☆在宅(居宅)サービス

- ①. 訪問看護
- ②. 訪問リハビリテーション
- ③. 居宅療養管理指導
- ④. 通所リハビリテーション(デイケア)
- ⑤. 短期入所療養介護(あららぎ、小池医院等の医療系施設のショートステイ)
- ⑥. ①～⑤のサービス及び訪問診察、医療保険対象の訪問看護を受けられている場合

*訪問介護(身体介護のみ)

*訪問入浴介護

*通所介護(デイサービス)

*短期入所生活介護(社協、恋月荘等の福祉系施設のショートステイ)

(注) 社協、老人ホーム等の福祉サービスのみの利用の場合は、対象となりませんのでご注意ください!

※上記利用料の1割自己負担分が対象となります。

◇おむつ代の場合は?

お医者さんが発行した「オムツ使用証明書」+「領収書(“使用者名”と“大人用紙オムツ代”と記入されているもの)」が必要です。「オムツ使用証明書」は、「6ヶ月以上にわたり寝たきりの状態」であることをお医者さんが証明してくれるもので、基本的に証明された日以降が有効となるようです。

☆初回(1年目)

オムツ使用証明書(主治医が記載) 料金:1050円

☆2回目(2年目)以降

オムツ使用証明書 または

主治医意見書(障害老人の日常生活自立度のB1～C2+尿失禁) 料金:300円 → 役場介護高齢者係へ。

※おむつの使用を証明したい年に書かれたものに限る。

★住民税非課税世帯の場合

在宅療養をする要介護4～5の方を対象に、年額75000円を上限に支給されます。→ 役場介護高齢者係へ。